

中小・小規模企業の資金繰りがさらに改善!

- 1.日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会における元本返済猶予への取組強化
- 2.商工会議所等のマル経融資(無担保・無保証)の大幅な拡充

中小・小規模企業の返済負担が軽減され、 資金繰りが楽になります。

日本政策金融公庫、商工中金からの融資や 信用保証協会の保証を受けている方は 公庫や協会の窓口にすぐにご連絡を!

(例えば、以下の3つの要件を満たす場合には、半年~1年間程度の元本返済猶予に係る申出が可能です)

- ①売上高の急減により資金繰りに困難を生じている企業で、 今後の受注環境の回復などによって業況の回復が見込まれ、猶予期間終了後、正常返済に復帰する見込みがある こと。
- ②関係する金融機関がある場合には、協調して継続的な支援を行なう見込みとなっていること。また、元本返済猶予の 実施について、保証人の同意が得られること。
- ③利払いが継続的に行われてきており、今後も継続される見 込みがあること。

(ただし、金利等の大幅な減免を既に受けている企業は、今般の措置の対象としない)

マル経融資が大幅に拡充されます

1.<u>融資限度の拡充</u> (現行)1,000万円



(今後)1,500万円

2.<u>融資期間の延長</u> (現行)運転資金5年 設備資金7年



(今後)運転資金7年 設備資金10年

3.<u>据置期間の延長</u> (現行)6カ月



(今後)運転資金1年 設備資金2年

①施行時期については、4月中を目途に実施する方向で調整中です ②審査の結果によっては、ご利用いただけない場合があります